

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査及び行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づきその結果を次のとおり公表します。

令和 6 年 2 月 26 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 森 田 正 嗣

記

第 1 基準に準拠している旨

監査委員は、太宰府市監査基準（令和 2 年監委告示第 1 号）に準拠して監査を行った。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査及び行政監査

第 3 監査の対象

1 対象部局等

都市整備部 都市計画課、建設課

観光経済部 観光推進課、国際・交流課、産業振興課

教 育 部 社会教育課、学校教育課、文化財課、文化学習課（中央公民館・市民図書館）、スポーツ課

議会事務局 議事課

会 計 課

農業委員会事務局

監査委員事務局

2 範囲

- (1) 令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日までににおける財務及び事務の執行状況
- (2) 令和 5 年度における補助金等の執行状況
- (3) その他事務事業の執行状況

第 4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最

少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに主眼を置くとともに、補助金等の交付決定前及び実績報告に係る書類の審査及び調査事務を監査重点項目として定め実施した。

第5 監査の主な実施内容

監査対象部局から提出された監査調書及び関係諸帳簿等をもとに、書面監査を実施するとともに、所属長及び関係職員から事情聴取を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

監査委員事務局

2 日程

令和5年12月8日～令和6年2月14日

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、財務に関する事務及び事務事業の執行については、おおむね適正と認められたが、次のとおり一部改善を要する事項が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

また、監査の過程において行った、その他の指導・助言についても併せて改善を図られたい。

1 個別事項

街なみ整備助成事業補助金について（都市計画課）

太宰府市街なみ整備助成事業補助金交付規則第3条において、交付対象者は、建造物等の所有者又は管理者となっている。

賃借人（管理者）が申請人となっている場合、所有者も当該助成事業の制約を受けることから所有者の同意も必要となる。

さらに、対象事業に係る建造物の変更によって従来賃貸借関係の契約内容が変わることから、所有者と賃借人（管理者）の新たな合意が必要となるため、この合意形成について指導を行うべきである。

第8 意見

これまでの監査においても指摘させていただいたことでもあるが、市民への説明責任を果たすことを念頭におき以下の2点について改善に努められたい。

- 1 随意契約にあたっては、緊急性や特殊性を要する場合など任意に業者選定できるが、この場合、長期にわたり同一業者と契約する必要性や適正な契約価格を検証する必要がでてくる。そのため、契約相手や価格の妥当性を検証すべく、適時、参考見積りや他市の類似の契約状況を調査されたい。

2 補助金等にかかる決裁において、補助の目的、算出根拠、根拠法令、審査内容等の決定過程が記載されていないものが見受けられた。

起案文書は、意思決定の根拠となるものであり、それらを明確にしておくことが必要である。